

1963年6月13日(第3頁目)

1. 開会並びに散会時刻(午前1時20分~午後4時32分)

2. 応招議員は次の通りである

| 議席  | 氏名        | 議席  | 氏名        | 議席  | 氏名          | 議席        | 氏名 |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|-------------|-----------|----|
| 1番  | 天久 藤太郎    | 2番  | 比 郷 定 彦   | 3番  | 天 久 成 正     | 名 雄 兼 弘   |    |
| 5番  | 石 川 真 大 正 | 6番  | 比 郷 村 春 安 | 7番  | 天 久 吉 佐 里 島 | 成 正 真 敏 行 |    |
| 8番  | 石 田 英 繁   | 9番  | 比 郷 村 大 實 | 10番 | 天 久 伊 宮 武   |           |    |
| 11番 | 石 川 村 喜 水 | 12番 | 比 郷 村 大 實 | 13番 |             |           |    |
| 14番 | 伊 佐 村 真 壽 | 15番 | 比 郷 村 大 實 | 16番 |             |           |    |
| 17番 | 伊 佐 村 盛 光 | 18番 | 比 郷 村 大 實 | 19番 |             |           |    |
| 20番 | 伊 佐 村 盛 光 | 21番 | 比 郷 村 大 實 |     |             |           |    |

3. 不応議員は次の通りである。

4番 安次富 盛 信

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議案審判のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春助 助 役 長 藤 真 敏 収入税 仲村 春 助  
 総務課長 松川 正 輔 財政課長 比 郷 村 春 安 経済課長 沢し 安一  
 建設課長 島 盛 昌 彦 水道課長 比 郷 村 大 實

7. 本会長の書記は次の通りである。

書記長 松 川 正 輔 書記 藤 原 伊 佐 正 敏

8. 議案目録は次の通りである。

- 目録第1 議案第24号 互野市議会議定条例の1部を改正する条例
- 目録第2 議案第25号 互野市市上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 目録第3 議案第5号 市道の道路工事(側溝を含む)緊急措置について
- 目録第4 議案第6号 市体育館への助成方措置について
- 目録第5 議案第7号 市遊藝会への助成方措置について
- 目録第6 議案第20号 互野市市道建設条例の一部を改正する条例について

1963年6月13日(第3日目)

1. 開議並びに散会時該(午前10時20分~午後4時32分)

2. 応招議員は次の通りである

| 議席  | 氏名  | 議席  | 氏名  | 議席  | 氏名  | 議席 | 氏名 | 氏名 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 1番  | 天久豪 | 2番  | 比彌定 | 3番  | 天久盛 | 名雄 |    |    |
| 5番  | 石川真 | 6番  | 比仲村 | 7番  | 天久盛 | 康  |    |    |
| 8番  | 石田英 | 9番  | 比安里 | 10番 | 天久吉 | 弘  |    |    |
| 11番 | 石川繁 | 12番 | 比大川 | 13番 | 伊佐真 | 得  |    |    |
| 14番 | 仲村喜 | 15番 | 比宮城 | 16番 | 伊佐里 | 行  |    |    |
| 17番 | 伊佐貞 | 18番 | 比中里 | 19番 | 伊佐島 | 男  |    |    |
| 20番 | 仲村盛 | 21番 | 比古誠 |     |     |    |    |    |

3. 不応議員は次の通りである.

4番 安次富 盛 信

4. 出席議員は応招議員と同じである.

5. 欠席議員は不応招議員と同じである.

6. 市町村自治法第61条の規定により、議案説明のため出席したものは次の通りである.

|      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 市長   | 仲村 春勝 | 助 役  | 兵屋 真徳 | 収入役  | 仲村 春松 |
| 総務課長 | 松川 正義 | 財政課長 | 当山 壘喜 | 経済課長 | 沢し 安一 |
| 建設課長 | 島袋 昌兼 | 水道課長 | 奥里 将俊 |      |       |

7. 本会議の書記は次の通りである.

書記長 松川 正義 書記 照屋 義 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである.

- 日程第1 議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 陳情第5号 市道の道路工事(側溝を含む)早急陳情について
- 日程第4 陳情第6号 市体協への助成方陳情について
- 日程第5 陳情第7号 市遺族会への助成方陳情について
- 日程第6 議案第20号 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について

目程第7 議案第21号 宜野湾市職員定款条例の一部を改正する条例について

9. 会議の顔末

議 長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より第3回目の会議を開きます。(午前10時20分)

議 長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を上程致します。本案は質疑の段階において、継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議 長～再休会致します。(午前10時23分)

議 長～再開致します。(午前11時7分)

議 長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～14番、18番、19番議員の出席を報告致します。

議 長～次は議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

本案については、質疑の段階において継続審議となつておりましたので質疑を求めます。

5 番～この改正案は、現行条例に取つて、金額の面が改正せられておりますが、私が質問したいのは、第2号、管渠用の所にある超過水量に対する料金算定の条文であります。超過水量100立方メートルまで、300と云ふふうに、順次ようが、増す場合も、料金算定の条文になつておりますが、200立方メートルをちようど超過水量が200立方メートルになつた場合にこの超過水量の算定はこの条文に従いますと、11立方メートルに14の場合で200立方メートル全部計算するんですか。

水道課長～認識した骨ですか。



目程第7 議案第21号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

9. 会議の顛末

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より第3回目の会議を開きます（午前10時20分）

議長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を上程致します。本案は質疑の段階において、継続審議になっておりましたので質疑を願います。

議長～暫休憩致します。（午前10時23分）

議長～再開致します。（午前11時7分）

議長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議と致します。

議長～14番、18番、19番議員の出席を報告致します。

議長～次は議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。  
本案については、質疑の段階において継続審議となつておりましたので質疑を求めます。

5番～この改正案は、現行条例に取つて、金額の面が改正ねらいであります。私が質問したいのは、第2号、営業用の所にある超過水量に対する料金算定の条文であります。超過水量100立方メートルまで、300と云うふうに、順次ようが、増す場合も、料金算定の条文になっておりますが、200立方メートルをちょうど超過水量が200立方メートルになつた場合にこの超過水量の算定はこの条文に従いますと、11立方メートルに14仙の割合で200立方メートル全部計算するんですか、

水道課長～超過した分ですか、

5 番～だから超過水量がですね、基本が10立方メートルを超えた超過水量が  
ちようど、やう然に200立方メートルであつた場合に、この200立方  
メートルの超過水量に対する料金は、その200立方メートル全部を1立方メートル14  
セントの割合で計算しますか、

水道課長～お答えします、200立方メートルの場合は、最初に先ず10立方メートル  
までを2,00ドルとして、

5 番～一寸待つて下さいよ、10立方メートルが200立方メートルの場合ですよ  
つまり超過水量がちようど200立方メートルであつた場合に、この条文  
に従いますと、超過水量の料金はいくらになりますか、

水道課長～この場合には、100立方メートルまでは、0,16セントの計算、残り  
の100立方メートルを0,14セントの計算で合計を出す訳です、

5 番～200立方メートルの場合は、この200立方メートルに付き、100立方メートルま  
では、1立方メートルに0,16セントの割合で計算をし、100立方メートル  
を超えた後の100立方メートルに対して、0,14セントの割合になる訳で  
すね、

水道課長～そうです、

5 番～条文の趣旨がそうである、しかしこの条文は、あくまで超過水量が  
200立方メートル全部に対して0,14セントの割合と云う以外には解  
しやくは出来なんでしょうか、若し、今の計算をするための趣旨だと  
すれば、たゞ趣旨がどうであれ条文の効力はあくまで条文に従つ  
てしか効力は発生しない訳ですが、その辺はどうお考えになります  
か、その条文に従いますと、200立方メートルが超過水量であつた場合  
には200立方メートル全部に対して、1立方メートル0,14セントの割合  
と云う計算以外は、それは解しやくは成り立たないですが、今先の  
質問の様に200立方メートルに付き100立方メートルまでは、1立方メートル  
0,16セントの割合と云うような計算にならないです、これはち  
うど現行条例にそうなつております、200立方メートルは、全部に対して  
0,14セントの割合で計算する、これ以外の解しやくはあ  
りえないと思ひますが、若しこの条文に従つて計算した場合には、  
超過水量が400立方メートルの場合よりも、300立方メートルの場合には高く  
つくと云うことになる訳です、つまり300立方メートルの超過水量の  
場合よりも超過水量が400立方メートルの場合には料金は安くすると云う  
ふうに、手品な見たいな料金が出て来ますが、むじゆんした料金が

水道課長～この給水費の料金制は、資料でございまして、最初に基本水  
費が、定額が計算されますのでこの時にこの100立方、300立  
方以上と、これが~~課税~~課税額みないになつておりますが、この算定は



5 番～だから超過水料がですね、基本水量100立方メートルを超えた超過水料がちょうど、ぐう然に200立方メートルであつた場合に、この200立方メートルの超過水料に対する料金は、その200立方メートル全部を1立方メートル14セントの割合で計算しますか、

水道課長～お答えします。200立方メートルの場合は、最初に先ず100立方メートルまでを2,000ドルとして、

5 番～一寸待つて下さいよ、100立方メートルが水料が200立方メートルの場合ですよつまり超過水料がちょうど200立方メートルであつた場合に、この条文に従いますと、超過水量の料金はいくらになりますか、

水道課長～この場合には、100立方メートルまでは、0,16セントの計算、残りの100立方メートルを0,14セントの計算で合計を出す訳です。

5 番～200立方メートルの場合は、この200立方メートルに付き、100立方メートルまでは、1立方メートルに0,16セントの割合で計算をし、100立方メートルを超えた後の100立方メートルに対して、0,14セントの割合になる訳ですね、

水道課長～そうです。

5 番～条文の趣旨がそうである。しかしこの条文は、あくまで超過水料200立方メートル全部に対して0,14セントの割合と云う解す以外は解しやくは出来ないんですか、若し、今の計算をするための趣旨だとすれば、たとえ趣旨がどうであれ条文の効力はあくまで条文に従つてしか効力は発生しない訳ですが、その辺はどうお考えになりますか、その条文に従いますと、200立方メートルが超過水量であつた場合には200立方メートル全需要に対して、1立方メートル0,14セントの割合と云う計算以外は、それは解しやくは成り立たないですが、今先の説明の様に200立方メートルに付き100立方メートルまでは、1立方メートルに0,16セントの割合と云うような計算にならないです。これはもち論現行条例にそうなつております。200立方メートルは、全需要に対して、0,14セントの割合で計算する。これ以外の解しやくはありえないと思ひますが、若しこの条文に従つて計算した場合には、超過水量が400立方メートルの場合よりも、300立方メートルの場合は高がつくと云うことになる訳です。つまり300立方メートルの超過水量の場合よりも超過水量が400立方メートルの場合は料金は安くなると云うふうに、手品な見たいな料金が出て来ますが、むじゆんした料金が

水道課長～この給水量の料金制は、重料制でございまして、最初に基本水量が、差額が集計されますのでこの時にこの100立方、300立方以上と、これが進課税みたいになつておりますが、この算定は

この連の方法でござりますが、結局、総量の費用、水量の多くなるに於て、1立方メートルの料金は概くリービスしておると、こう云う料金の設定になっております。

5 番～私がお聞きしたいのは、今の部長の説明にもありました様に超過水量に対する料金算定は、いわゆる定額方式を取ると云うような額を算定するは良くわかります。しかし、部員がどうであれ、そのまま額を算定するの通り条文におりておむためには、その条文は意味はなさないと云う者も考え方で、私は見ているんですが、いわゆる供給は市当局で将来、料金も可成り一般である場合には、この条文の金額をめぐつて将来、料金もこの問題で~~料金~~が回ることも予想されます。つまり、超過水量400立方メートルの使用は、この条文の通り計算した場合には、それは、市当局が考えている額ないわゆる額にそつた答えは出て来ないはずで、300立方メートルよりも400立方メートルの使用が、料金は安くなる、と云うふうなむじゆんな結果になります。この条文に従いますと、例えばと申しますと、200立方メートルの量を例に取りました場合に、超過水量、200立方メートルまで、その次の分にも1立方メートル増すと云うふうにしてあるのは、200立方メートルは、いわゆる全部に対してと云うふうにしかならないんです。これは、たとえ市当局がそう云う意図の条文であると説明されても、需要者は条文の通り正確に解しやうとした場合は、料金算定のいざこざが当然これは予想される問題でありますので、もう少し時間をかけて、検討して戴きたいと思つておきます。

部 長～ご休憩致します。(午前11時15分)

部 長～再開致します。(午前11時25分)

5 番～2番の営業用の所の条文について、市長に質問致します。超過水量、200立方メートルまで、1立方メートル増すと、0.17セントとあるの姿、0.14セントと云う所の条文の解しやくについて質問致します。この場合に、その条文の解しやくは、1立方メートルを0.14セントの場合で計算する水量は、200立方メートル、全部であるのか、その内200立方メートルの内300立方メートルであるのか、はつきりした見解の回答をお願い致します。

市 長～水量の基本を最初に100立方メートルまでを基本として計算し、この超過分を100立方メートル、200立方メートル、300立方メートル、それ以上と云うふうに分けてあります。最初の100立方メートルまでの計算の場合に100立方メートルまでの間の計算が、この超過水量について、0.20セントとを0.14セントにすると云うふうにはつきり振られております。今後はこれが元になつて、次の100を越して200までの間を、いわゆる今までの100までのものを基本にして、又



これの逆の方法でございますが、結局、総量の使用、水量の多くなるに従つて、1立方メートルの料金は安くリリースしておると、こう云う料金の設定になつております。

5 番～私がお聞きしたいのは、今の課長の説明にもありました様に超過水量に対する料金算定は、いわゆる定額方式を取ると云うふうな趣旨は良くわかります。しかし、趣旨がどうであれ、そのまま趣旨をその通り条文においこむためには、その条文は意味はなさないと云う考え方で、私は見ていますが、いわゆる供給は市当局である需要者は市民一般である場合は、この条文の会則をめぐつて将来、料金全の問題で争が起ることも予想されます。つまり、超過水量400立方メートルの使用者は、この条文の通り計算した場合には、それは、市当局が考えている様ないわゆる趣旨にそつた答えは出て来ないはずで、300立方メートルよりも400立方メートルの使用者が、料金は安くなると云うふうなむじゆんな結果になります。この条文に従いますと、何故かと申しますと、200立方メートルの量を側に取りました場合には超過水量、200立方メートルまで、その次の分割にも1立方メートル増すごとに書いてあるのは、200立方メートルは、いわゆる全部に対してと云うふうにはしかならないんです。これは、たとえば市当局がそう云う趣旨の条文であると説明されても、需要者は条文の通り正確に解しやうとした場合は、料金算定のいざこざが当然これは予想される問題でありますので、もう少し時間をかけて、検討して載きたいと思つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時15分)

議長～再開致します。(午前11時25分)

5 番～2号の営業用の所の条文について、市長に質問致します。超過水量、200立方メートルまで、1立方メートル増すごとに、0.17セントとあるの處、0.14セントにと云う所の条文の解しやくについて質問致します。この場合に、この条文の解しやくは、1立方メートルを0.14セントの割合で計算する水量は、200立方メートル、全部であるのか、その内200立方メートルの内100立方メートルであるのか、はつきりした見解の答弁をお願い致します。

市長～水量の基本を最初に100立方メートルまでを基本として計算し、この超えた分を100立方メートル、200立方メートル、300立方メートル、それ以上と云うふうに区切つてあります。最初の100立方メートルまでの計算の場合に100立方メートルまでの間の計算が、この超過水量について、0.20セントとを0.16セントにすると云うふうに、はつきり変わっております。今度はこれが元になつて、次の100を超過して200までの間を、いわゆる今までの100までのものを基本にして、又



次のオーバーした超過した水量の計算は、200を超した分に対して、14セントの計算になつている。それから更に200を基本分として、更にそれをオーバーした分いわゆる基本は欠く超過した分にそこを計算にすると、云うふうにちやんとありますから、それを超過する分に対して、即ち200の次には、300立方メートルまでの間のその水量の1立方メートル単位の計算を準備して来ると、いわゆる前に計算された水量いつも基本と見て、欠く超過する分の水量の計算をこれに示してあるところ云うふうに私は解しやくされるところなのであります。

5 番〜市長の答弁は、私の質問にはなつておりません。私の質問は、超過水量が200立方メートルまでの場合は、その200立方メートルを超過料金を計算する場合に、1立方メートル、14セントの場合で計算する水量は200立方メートル全部であるのか、或は200立方メートルの内の100立方メートルであるのか、私が質問したのはその2点であるのに。

市長〜時し100立方メートルや100立方メートルまでの計算が前にないとするならばや200立方メートルだけ今おつしやる様な解しやくが出来て来ます。がそれとちやんと100立方メートルまではこうしてやる、100立方メートルまではこうしてやる、その次に更に200立方メートルの計算の条項が出て来ますが、前のものと条項に立つての次の計算でありますので、今はおつしやる様な見解はいきなり200立方メートルまで出た場合に、今の解しやくに出来ますが、前の区画でちやんと示されておるので、200立方メートルをこの計算で行くと云うことは、これは出来ないと思うのであります。

議長〜皆休致致します。(午前11時27分)

議長〜再開致します。(午前11時28分)

5 番〜もつとゆつくりした言葉使いで質問致しますから、要領のいふ答弁をお聞き致します。納得が出来ず、つまり超過水と云うのがたゞの範囲を超した水量の100立方メートルを超えたら水と云うのは、私がたゞの範囲を超しているのは、即ちその超過水の話してあります。それは金額の異なるので聞いて下さい。その改正条文の中は超過水200立方メートル以下の範囲があります。この条文だけ、その部分だけについて、解しやくの答弁についてを質問致します。超過水200立方メートルまで1立方メートルを増すと、17セントと減るのを、14セントに云うように条文になつていますが、この条文の解しやくについて質問致します。その場合にいわゆる超過水200立方メートルの料金を算定する場合に、1立方メートル、14セントの場合と云う計算は、200立方メートル全部に適用するか、それとも200立方メートルの内の100立方メートルにしか適用しないのか、どちらが正しい解しやくでありますか、その答弁をお願いします。

次のオーバーした超過した水量の計算は、200を超した分に対して0.14セントの計算になつている。それから更に200を基本として、更にそれをオーバーした分いわゆる基本は次々超過した分にそこにそう計算にすると、云うふうにちやんとありますから、それを超過する分に対して、即ち200の次には、300立方メートルまでの間のその水量の1立方メートル単位の計算を準備して来ると、いわゆる前に計算された水量いつも基本と見て、次々超過する分の水量の計算をこれに示してあるところ云うふうに私は解しやくされるところ風うのであります。

5 番～市長の答弁は、私の質問にはなつておりません。私の質問は、超過水量が200立方メートルまでの場合は、その200立方メートルを超過料金を計算する場合に、1立方メートル、14セントの割合で計算する水量は200立方メートル全部であるのか、或は200立方メートルの内100立方メートルであるのか、私が質問したのはその2点であるのに。

市長～若し10立方メートルや100立方メートルまでの計算が前にないとするならば、200立方メートルだけの今おつしやる様な解しやくが出来て来ます。がまえにちやんと10立方メートルまではこうしてやる。100立方メートルまではこうしてやる、その次に更に200立方メートルの計算の条項が出て来ますが、前のもとの条項に立つての次の計算でありますので、今おつしやる様な見解はいきなり200立方メートルまで出た場合には今の解しやくに出ますが、前の区画でちやんと示されておるので、200立方メートルをこの計算で行くと云うことは、これは出来ないと思ふのであります。

議長～暫休致します。(午前11時27分)

議長～再開致します。(午前11時28分)

5 番～もつとゆつくりした言葉使いで質問致しますから、要領のいい答弁をお願い致します。納得が出来る様な、つまり超過水量と云うのはあくまで基本水量の10立方メートルを超えた水量であります。私が聞いているのは、即ちその超過水の話してあります。それは念頭において聞いて下さい。この改正条文の中の超過水量200立方メートルの条項があります。この条文だけ、その部分だけについて、解しやくの仕方についてを質問致します。超過水量200立方メートルまで1立方メートルを増すと0.17セントとあるのを、0.14セントにと云うような条文になつていますが、この条文の解しやくについて質問致します。その場合のいわゆる超過水量200立方メートルの料金算定をする場合には、1立方メートル、14セントの割合と云う計算は、200立方メートル全部に適用するのか、それとも200立方メートルの内100立方メートルにしか適用しないのか、どちらが正しい解しやくでありますか、その答弁をお願いします。



市長～超過水量について、最初の100立方メートルまでの間いわゆる100立方メートルを超した100立方メートルまでの間を超過水量と申します、そして1000立方メートルまでの計算がなされて、そして後述した超過水量と云うことになりまして、100立方メートルを超した200の間を超過水量と見なす、即ち超過水量は最初の注水になつた、その水量と異なる超過水量の段階の水量と、各々超過した段階は同じでなしに、要つてくると申します、それで今おつしやる段階は前に100立方メートルまでの計算と100立方メートルまでの計算がないとするならば、すぐいきなり200立方メートルだけの計算に全部をやると云うふうな感じを致しますが前にちやんと100立方メートルまでは、これだけであり、100立方メートルまでは、こう云うふうにしてやると云うふうな段階をつけてありますので、その超過水量は、ここでは200を超した分に対してのこう云うふうに解しやく出来ると思ひます。

委員～今の市長の答弁は、つまりこの英文の解しやくを云われたんでありますか、それとも英文の趣旨を説明されたんでありますか、私にはこの英文の解しやくについて答弁を求めたんでありますが、今の市長の答弁は英文を提案した趣旨の説明でありますか、それとも解しやくですな、はい、わかりました。

市長～賢く休憩致します。(午前11時32分)

市長～再開致します。(午前11時50分)

市長～12番議員の席席を報告します。

市長～賢く休憩致します。(午後零時)

市長～再開致します。(午後2時10分)

1番～本会の条例の改正で水道料金が度々なることは、大変結構なことではございますけど、この引下げした比率の算定基礎はどう云うか、あるいは算定によつてなされたか、お伺い致します。

水道部長～この値下げの算定額を示すと云う様な質問だと解します、それで計算の方法は今までの63年度の4月までの実績を計算致しまして、その場合に新しい64年度の予定の給水検数、更に予定の固定水量それから出る所の固定金額、それと、それを出しましてそれで現在までの最率で64年度の固定額を一応計上した訳でございます、64年度の固定の予算が145、862、67と云う、64年度の固定額が得ました、それでこの割合の値下げの目的にもあります様に、利はその繰越債に最大限に還元して行く、料金の値下げをして、債にリビースをして行く、それが水道事業の本質であると思ひま

市長～超過水量について、最初の100立方メートルまでの間いわゆる10立方メートルを超した100立方メートルまでの間を超過水量とします。そして100立方メートルまでの計算がなされて、そして後増した超過水量と云うことになり、100立方メートルを超した200の間を超過水量と見なす。即ち超過水量は最初の基本になつた、その水量と異なる超過水量の段階の水量と、各々超過した段階は同じでなしに、変つてくるとします。それで今おつしやる疑問は前に10立方メートルまでの計算と100立方メートルまでの計算がないとするならば、すぐいきなり200立方メートルだけの計算に全部をやると云うふうな感じを致しますが前にちゃんと10立方メートルまでは、これだけであり、100立方メートルまでは、こう云うふうにしてやると云うふうの段階をつけてありますので、その超過水量は、ここでは200を超した分に対してのこう云うふうの解しやく出来ると思います。

身 番～今の市長の答弁は、つまりこの条文的の解しやくを云われたんでありますか。それとも条文的の趣旨を説明されたんでありますか、私はこの条文的の解しやくについて答弁を求めたんでありますが、今の市長の答弁は条文的を提案した趣旨の説明でありますか、それとも解しやくですな、はい、わかりました。

議長～暫く休憩致します。(午前11時32分)

議長～再開致します。(午前11時58分)

議長～12番議員の出席を報告します。

議長～暫く休憩致します。(午後零時)

議長～再開致します。(午後2時10分)

- 1 番～本会の条例の改正で水道料金が安くなることは、大変結構なことではございますけど、この引下げした比率の算定基礎はどう云うぐあいな算定によつてなされたか、お伺い致します。

水道課長～この値下げの算定額を示せと云う様な質問だと解します。それで計算の方法は今までの63年度の4月までの実績を計算致しましてその場合に新しい64年度の予定の給水栓数、更に予定の調定水量それから出る所の調定金額、それと、それを出しましてそれで現在の量率で64年度の調定額を一応計上した訳でございます。64年度の調定の予算が145,862,67と云う、64年度の調定額が得ました。それでこの料金の値下げの目的にもあります様に利益はその地域住民に最大限に還元して行く、料金の値下げをして住民にサービスをして行く、それが水道事業の本質であると思いま





すので、これからいくらか値下げが妥当の線であるかと、云うことを又元の63年度の実績にかえつて、そして各栓別に家てい開を営業用、その他全部年度別に今後は何セントを下げるか、次年の事業に支障をきたさない予算、又63年度の調定、それで基本料金において、20セントそして今まで基本料金だけを値下げしまして、超過料金にはふれておりませんが、超過料金そのものの性質が、こうそれはその使用水量に応じて、又市民にサービスをして行くこう云う率になつております。それで基本料金においては、前の料金は、25ドルでございしますが、その場合に8立方で割ると1立方は0.25セントと云う計算になります。それで超過の方は0.15セントで今までなされておりますが、その基本料金の1立方に対する比率は60%と云うサービスになつています。40%のサービスになつておる。それでこの際基本料金を値下げする上においては、そのサービスの超過料金においても実際にその改正をして行きたいと云う件で、1.50セントに対して、60%の端数は全部切り上げて行つておりますが、0.12セントと云う線が出ております。それに営業用の方も100立方までが80%とを最初の2.50セントを云うのは1立方0.25セントであつたと、それに80%をかけた場合は、0.20セントと云う今までの超過料金でございしましたが今度2ドルにした場合には、それは0.16セントになる。それか200立方までは、68%になる。それから300立方までは、今までの0.15セントに対して、60%は0.12セントになる。それから300立方以上は、今までの10セントに対して40%の8セントになる。こう云う計算でそれで、その他差額を申し上げますと、今までの実績からした場合の来年度の調定が145千ドルと云うことになりませんが、その場合に、125,019,32セントと云うことになりまして、約2万ドルの減収と云うことにならな訳ですが、これは14%の絶対的に14%の値下げと云うことになります。それから実際のこの基本料金、超過料金の%を云つた場合には、基本料金においては、10.3%それから超過においては、21.4%とこの値下げの率になつております。何んと申しましても公営事業である水道事業においては、大いにその経済性を発揮してままして、その事業の運営がスムーズに行なわれる様に独立採算制と云うことを考え、それで、それに要する事業に要する所の経費、運営費でもございしますね、運営費、それから水代、それから施設の償却、或は又起債の償還、それから原価償却と、そう云う経費をすべて十分まかなつて、それで余ゆがあれば、それを施設の維持改修に十分果して行くと云う利が生じた場合には、それを最大限に住民に還元して行くと云うのが、水道事業のあり方じやないかと、こう思つて今年度も努力して行きたいと思つております。

- 1 番～給水栓がふえたことによつて、一応値下げと云うことになつておりますが、この値下げした率によつて水道の基本施設の償還期間がな



がびくと云うことはありませんか。

水道課長～この値下げによつて、償還期間がのびるとか云うことは別にありません。償還の方は先に地球政府から水道補助金が21,600百  
き入りましたが、その1万ドル余りは、お返ししてあります。そ  
の分は結局、償還年限から利子と一しよつに最後の年款からへら  
れて早くなくなつていく様な状態で、これを延期されると云うこと  
別にないと思つております。公衆用水の方は、これは現在の所は  
最低の1立方に対して、最低の8、8セントと云う大きなリビ  
をしておりますので、この面は別にサービスはしてありません。

1 番～基本料金はいくらになつておりますか。

水道課長～基本料金は別に賣つておりません。

1 番～いくらになつておりますか、現在は。

水道課長～基本料金は現在8、00ドル

1 番～そこで一寸おたずねしたいんですが、同じ営業用でありながら、基本  
料金と超過料金の差が相違に附いている訳であります。その理由  
について御説明をお願いします。例へば公衆用水と一般の営業  
用の場合に、100立方メートルを基準にして考えますと、相違の差額が  
出ている訳であります。この差額の出てくる理由はどうか云う理由で  
ございませうか。

水道課長～この差額は当初の条約による基本料金が影響していると思つてい  
る訳でございますが、しかしながら、市は普通、営業用と公衆用水とを  
営業用とは、結局大衆の利益のためには、営業用と云うよりも、  
大衆の利益を求めていくべきことと云つておりましたが、  
従属に衛生面の向上でもつて、暫くは、  
従属としてのサービスをおびている

1 番～この場合ですが、家てい用を100立方メートルを基準にして考えた場合  
とこの営業用の場合のいわゆる、8、00ドルと云うことは、相違の  
差額になりますけど、それについての見解をお願いします。

水道課長～基本料金は公衆用水と営業用の基本料金は、家てい用よりは、  
営業用の方が安くされております。

1 番～その安くした理由はどうですか。

水道課長～これは今先申し上げました様に、大量に水を費い、そして又地球

がびくと云うことはありませんか。

水道課長～この値下げによつて、償還期間がのびるとか云うことは別にありません。償還の方は先に琉球政府から水道補助金が21,600百  
\$入りましたが、その1万ドル余りは、お返ししてあります。そ  
の分は結局、償還年限から利子と一しよつに最後の年数からへらさ  
れて早くなつている様な状態で、これを延期されると云うことは、  
別にないと思つております。公衆場用の方は、これは現在の所は  
最低の1立方に対して、最低の0.8セントと云う大きなサービ  
スをしておりますので、この面は別にサービスはしてありません。

1 番～基本料金はいくらになつておりますか。

水道課長～基本料金は別に變つておりません。

1 番～いくらになつておりますか、現在は、

水道課長～基本料金は現在8,00ドル

1 番～そこで一寸おたずねしたいんですが、同じ営業用でありながら、基  
本料金と超過料金の差が相当に出ている訳であります。その理由  
について御説明お願いします。例えば公衆場営業用と一般の営業  
用の場合に、100立方を基準にして考えますと、相当の差額が  
出ている訳であります。この差額の出ている理由はどうか云う理由で  
ございますか。

水道課長～この差額は当初の条例による基本料金が影響していると思つてい  
る訳でございますが、しかしながら、市は普通、営業用と公衆場  
営業用とは、結局公衆の利益のためには、営業用と云いますと、色  
々利を求めている商売のことを云つておりますが、公衆場用は一般  
住民に衛生面の向上でもつて、寄与させると云う意味で、多量使用  
者としてのサービスをおびているのではないかと、こう考えており  
ます。

1 番～この場合ですが、家てい用を100立方を基準にして考えた場合  
とこの営業用の場合のいわゆる8,00ドルと云うことは、相当の  
差額になりますけど、それについての見解をお伺いします。

水道課長～基本料金と公衆場営業用の基本料金とですか、家てい用よりは、  
公衆場営業用の方が安くされております。

1 番～その安くした理由はどうですか。

水道課長～これは今先申し上げました様に、大量に水を使い、そして又直接



市長の衛生課に調査して来ると、どう云う前から浴場用が特に安い料会で住民にサービスをするとか云うことが知られておるところ聞いています。

19番～料金を安くすると云う意味に対しては、賛成でございますが、どうか、お伺い致します。

現在3000の給水を超したと、その理由によつて安く出来るかと云う理由でございます。しかし水道と云うものは、果して現在全地域に引かれておるかとか云うことを見れば、そうじゃないと、従いまして宮外地区の程度、水道は引かれたものの、今後は部落ですね、旧部落地においては、未だ届いていないと、その理由としては、いわゆる~~外~~線から、この各家でいかに引き込む、この距離が長いために相当多額の金がかかると、実際は水道を入れたいんだけども入れることが出来ないとか、そして入れて下れと云つた場合に、個人的な負担がかかる、従いまして特にそう云つた部落におきましては、その通り、いわゆる幹線的地域ですね、それを引いて水道を入れるべきだと考えます。そう考えました場合に、それ相当の金がかかると思ひます。果してこれだけ引き下げることによつて、各全域に水道を供給するまで何年かかるか、そしてその資金の出所はどう云うふうな面から検討されるか、そこをお伺い致します。

水道課長～宮外への給水についてでございますが、今までにどう云うふうな面では相当ございました。しかしながら、その面は現在まで、内用給水を相当被せられて、今までの給水に対しては、全部給水をしておりません。今後ともそう云う距離約、或は1000米も1、2伊給水するのには、1000米も離れていると云うことは、ときたま給水給水の申込みの件数によつて、時間的に今まで、遅れたこともあつたことによつて、利潤だけ過剰しても困りませんが、その給水を引いたことによつて、大多数が給水の恩恵によくとすると、そう云う順序を考へて、水道の給水をする。しかしながら、その給水距離の問題も決してやらないんじゃないかと、出来るだけ給水者の多い給水を先づ真先にやつて行きたいと思つております。

19番～問題はですね、現在までは、いわゆる投資したその額に対する利潤と云うのは、大きかつた訳です。しかし、今後と云うものは、投資したいわゆる首費をした、その額に比例してですね、その比例とか割合にならんほどだと、その額を伸ばしますれば、宝塚、津島、その辺までは未だ幹線給水もやつてない現状だと思ひます。そこに水道を引いても、それだけ多額の投資はしたけれども、利潤が給水入るなかと云つた給水ですね、首費からそこに比重がかかつて来るのは、給水はその償還の年限だと思ひます。そう云つた点でですね、どう云うふうなやつておるか。

市民の衛生面に関連して来ると、こう云う面から~~場~~場用が特に安い料金を住民にサービスをすると云うことが~~案~~案されておるところ思います。

19番～料金を安くすると云う意義に対しては、賛成でございますが、2、3、お伺い致します。

現在300栓を超したと、その理由によつて安く出来ると云う理由でございます。しかし水道と云うものは、果して現在全地域に引かされておるかと思つた場合に、そうじゃないと、従いまして市外地は或る程度、水道は引かれたものの、今度は部落ですね、旧部落地においては、未だ届いていないと、その理由としては、いわゆる~~線~~線から、この各家ていに引き込む、この距離が長いために相当額の金がかかると、実際は水道を入れたいんだけれども入れることが出来ないと、そして入れて下れと云つた場合に、個人的な負担がかかると、従いまして特にそう云つた部落におきましては、その通り、いわゆる幹線的地蔵ですね、それを引いて水道を入れるべきだと思つてます。そう考えました場合に、それ相当の金がかかると思つてます。果してこれだけ引き下げることによつて、各全域に水道を供給するまで何ヶ年かかるか、そしてその資金の出所はどう云うふうな面から検討されるか、そこをお伺い致します。

水道課長～家ていへの給水についてでございますが、今まではこう云うふうな家ていは相当ございました。しかしながら、その面は現在まで、代用栓を相当設置されて、今までの給水に対しては、全部給水をしております。今後もそう云う距離的、或は100米も1、2幹給水するのに、100米も離れていると云うことは、ときたま給水栓数の申込みの件数によつて、時間的に今まで、理れたこともあつちこつちでございますが、利~~益~~だけ追及しても困りますが、その栓を引いたことによつて、大多数が給水の~~意~~意によくすると、そう云う順序を考えて、水道の給水をする、しかしながら、その給水距離の問題も決してやらないんじゃないで、出来るだけ希望者の多い地域を先ず真先にやつて行きたいと思つております。

19番～問題はですね、現在までは、いわゆる権資したその額に対する利~~益~~と云うのは、大きかつた訳です。しかし、今後と云うものは、権資したいいわゆる施設をした、その額に比例してですね、その比例とか話しにならんほどだと、その例を申しますれば、宜野湾、志真志、その辺までは未だ幹栓施設もやつてない現状だと思います。そこに水道を引いても、それだけ多額の権資はしたけれども、利~~益~~が結局入らないと云つた場合ですね、目ずからそこに比重がかつて来るのは、結局はその償還の年限だと思つてます。そう云つた点でですねどう云うふうになつているか。



水道課長～今度の7管でも一番困つておるのは、5号線沿いの上原から、ずつと往真下までの未給水地域の住民でございます。それで市長さんの施政方針にもございませぬが、今年度は5号線の一帯の計画を進めておる。こう云うふうにお考えしております。それでそう云う申し込みの都市的な形をおおびていないと云う地域で給水管が少ない場合は、それは償還の年限にも影響してのびていくんじやないかと、こう云うふうにお考えられますが、その地域住民に投資をする場合は特に地域住民の云々負担において、その償還をして行くと、これが公営事業のいきかたでございませぬし、是非5号線は、そう云う目的で早めに償還でもつて給水をしていきたいところと思つておる訳であります。

19番～今度アパートなんか奨励しておりますが、そのアパートが出来た場合ですと、そのアパートへ給水は営業用として取扱うんですか、又家内用として取扱うんですか。

水道課長～アパートに対しましては、今の所例がありませんので、はつきりした見解は持っておりませんが、これはアパートの中に部屋数、管理費が10ヶんとか、或は20ヶんとか施設されると思いますが、その世帯に対する一戸一戸の給水であれば、それは家内用でしか給水して、しかるべきもんじやないかと云うふうにお考えます。

19番～今から出来るアパートと云うのは、方法上、給水1口の理由だと思ひます。そうなつた場合、一戸一戸に対するメーターを取り付けると云うことは、どうしても考えられないものであつて、そう云つたことを考慮に入れた場合にどう取扱うかと、

水道課長～今申し上げました様に各世帯への給水であれば、家内用で扱われると云うふうにお思われますが、全然そう云うことじやなくして、全体的にその配管がされておると云うことになれば、当然その共同の管であれば、合所ですか、そう云うものがあれば、それはアパート営業として営業用が適用されるんじやないかと云う思ひます。

議 長～お休みに致します。(午後2時48分)

議 長～再開致します。(午後2時54分)

議 長～質疑も大体つきた様でございますが、質疑を打切ることには御賛成でございますか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～議員御がないものと認め、本会に対する質疑を打切ることと致し

水道課長～今度の管でも一番困つておるのは、5号線沿いの上原から、ずつと佐真下までの未給水地域の住民でございます。それで市長さんの施設方針にもございませう様に今年度は5号線の一帯の計画を進めておる。こう云うふうに考えております。それでそう云う申し込みの都市的な形体をおびていないと云う地域で栓数が少ない場合は、それは償還の年限にも影響してのびていくんじゃないかと、こう云うふうに考えられますが、その地域住民に権資をする場合は特に地域住民の云えば負担において、その償還をして行くと、これが公営事業のいきかたでございますし、是非5号線は、そう云う目的で早めに起債でもつて給水をしていきたいとこう思つておる訳であります。

19番～今後アパートなんか奨励しておりますが、そのアパートが出来た場合ですわ、そのアパートへ給水は営業用として取扱うんですか、又家てい用として取扱うんですか。

水道課長～アパートに対しましては、今の所例がありませんので、はつきりした見解は持つておりませんが、これはアパートの中に部屋数が、世帯数が10けんとか、或は20けんとか施設されると思いますがその世帯に対する一戸一戸の給水であれば、それは家てい用でしか給水して、しかるべきもんじやないかとこう云うふうに考えます。

19番～今から出来るアパートと云うのは、方法上、結局1つの理由だと思えます。そうなつた場合、一戸一戸に対するメーターを取り付けると云うことは、どうしても考えられないものであつて、そう云つたことを考慮に入れた場合にどう取り扱うかと、

水道課長～今申し上げました様に各世帯への給水であれば、家てい用で使われると云うふうに思われますが、全然そう云うことじやなくして全体的にその配管がされておると云うことになれば、当然その共同の云えば、合所ですか、そう云うものがあれば、それはアパート営業として営業用が適用されるんじゃないかとこう思います。

議 長～冒休憩致します。(午後2時40分)

議 長～再開致します。(午後2時54分)

議 長～質疑も大体つきた様であります。質疑を打切ることにより御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることにより



す。

副 長～では本案に対する討論を求めます。

1 番～水道料金の値下げにつきましては、市民がかねてから熱望しておつたものでございまして、特に今回はこの値下げにより水道事業に何んら影響を及ぼさないと云うことでございまして、原案に賛成致します。

副 長～他に異つた意見はありますか。

副 長～なければ討論を打ち切りたいと思いますが、

( 異議なしと呼ぶ )

副 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打ち切ることと致します

副 長～議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議決に付します。

副 長～原案に御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

副 長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて、議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例については、原案通り可決議決致します。

副 長～異議の順に従いまして、議案第26号であります。これは予算の審議上一しよつにやりたいと思っておりますので、これは後まわしにしたいと思ひます。それから異議15号議案が未だ届いておりませんので、これも後まわしにしたいと思ひます。

副 長～次は異議第14、議案第5号、市道の道路工事(側溝を含む)単価附帯についてを上程致します。本議会は質疑の段階において経費審議になつておりましたので質疑を行います。

副 長～暫休致します。(午後3時30分)

副 長～再開致します。(午後3時31分)

5 番～附帯案件は4項目に渡る要議事項がなされておりますが、一路この要議事項の内容は当局が認識していると云う前提で質問致します。

す。

議長～では本案に対する討論を求めます。

1 番～水道料金が値下げにつきましては、住民がかねてから熟望しておつたものでございまして、特に今回はこの値下げにより水道事業に何んら影響を及ぼさないと云うことでございしますので、原案に賛成致します。

議長～外に変わった意見はありませんか。

議長～なければ討論を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打ち切りに致します。

議長～議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて、議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例については、原案通り可決決定致します。

議長～日程の順に従いまして、議案第26号であります。これは予算の審議と一しよつにやりたいと思いますので、これは後まわしにしたいと思います。それから日程15も議案が未だ届いておりませんので、これも後まわしにしたいと思います。

議長～次は日程第16、陳情第5号、市道の道路工事(側溝を含む)早急陳情についてを上程致します。本陳情は質疑の段階において継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時31分)

5 番～陳情案件は4項目に渡る要望事項がなされておりますが、一応この要望事項の内容は当局が認識していると云う前提で質問致します。



当局はこの要領事項に対しまして、どう云うふうなお考えを持つておられますか、ちやんとした情報がありましたら、それをお聞かせ願います。

市長～この事情はこの前、私新城の部落協議会で聞いたのでありますが、先ずここに陳情の要件は今寄友名と菅天間との間に高尾池が開放になつて、そして、その地主の組合で、区画を整理して今建物が増えてつづつある所の地域であります、その所の道路や側溝工事を急いでやつてもらいたいと云う陳情だと思つております、一応これは先ず市として、市の予算でやるとするならば、いわゆる市道に認定せねばいかんじやないかと、こう思うのであります、その認定については、この市道に認定する場合には、どう云う手続がある、それからあの地域になりますと、各地主で交換分合で溝かい沢山の通りがありますが、結局どう云うものは、市道以外は部落道路と云うかどうになりますので、これまでも全部市の予算でやつておると云うことは、これはおそらく困難だと思つております、これは、もちろんそのお互いこの地主が持つて何分率か土地を出して、そしてこの工事をやると云う計画で地主の組合も立てたいと思つたので、地主の組合でその分をやり、又市道としてどの分をやるか云うこの認定が先ではないかと、こう思うのであります、尚、前から何んとかして、これをこの計画を早く市に移して市としてやつてもらいたいと云う要領もありましたが、一応はそう云う精算の事務がどの程度進んで、そしてちやんと引き継げる様になつておるかどうかと云うことについて、未だ充分にキツチしてありませんので、その他の点については、課長の方からこれを進めるにはどう云うふうにしちやいかんと云うことを、補足してもらつて、一応私の見解を申しのべたいと思つております

5 番～今の課長の御説明では、この場所既、いわゆる道路は、市道に認定すべきであると云うふうに答弁されたと解しやくしてよいですか、

市長～市道に認定すべきものは、それぞれであるかは、先ず最初に決めてその認定後に市はそれに工事を始めると云うのがあの段取り、

5 番～この4ヶ所の内市道に認定してもいいと思われる様な場所がありますか、現在の段階で、

市長～大体市道の認定はですね、これは款、期前のもからどう最近どの何はもう少し課長の方から詳しく聞くことにしまして、部落から市境際にかよう道路、或は部落から部落に通ずる道路、どう云うものは晴晴市町村道として、大方認定されておつたと思つておりますが、現在の新城の地域において、それぞれを市道として認定すべ

当局はこの要望事項に対しまして、どう云うふうなお考えを持つておられますか、ちゃんとした構想がありましたら、それをお聞かせ願います。

市長～この陳情はこの前、私新城の部落談会で聞いたのでありますが、先ずここに陳情の要件は今喜友名と普天間との間に高田隊が開放になつて、そして、そこの地主の組合で、区画を整理して今建物が増えつつある所の地域であります、そこの所の道路や側溝工事を急いでやつてもらいたいと云う陳情だところ思つております。一応これは先ず市として、市の予算でやるとするならば、いわゆる市道に認定せねばいかんじやないかと、こう思うのであります。その認定については、この市道に認定する場合には、どう云う手続がある。それからあの地域になりますと、各地主で交換分合で細かい沢山の通りがありますが、結局こう云うものは、市道以外は部落道と云うかつころになりますので、これまでも全部市の方の予算でやつておると云うことは、これはおそらく困難だところ思うのであります。これは、もち論そのお互いにこの地主が集つて何分率かで土地を出して、そしてここを工事すると云う計画で最初地主の組合も立てたいと思つておりますので、地主の組合でその分をやり、又市道としてどの分をやると云うこの認定が先ではないかと、こう思うのであります。尚、前から何んとかして、これをこの計画を早く市に移して市としてやつてもらいたいと云う要望もありましたが、一応はそう云う精算の事務がどの程度進んで、そしてちゃんと引き継げる様になつておるかどうかと云うことについて、未だ十分にキヤツチしておりませんので、その他の細い点については、課長の方からこれを進めるにはどう云うふうにしちやいかんと云うことを、補足してもらつて、一応私の見解を申しのべたいところ思つております

5 番～今の課長の御説明では、この場所は、いわゆる道路は、市道に認定すべきであると云うふうに答弁されたと解しやくしてよいですか、

市長～市道に認定すべきものは、どれどれであるかは、先ず最初に決めてその認定後に市はそれに工事を始めると云うのがあの段取の、

5 番～この4ヶ所の内市道に認定してもいいと思われる様な場所がありますか、現在の段階で、

市長～大体市道の認定はですね、これは私、戦前のものからこう最近この何はもう少し課長の方から詳しく聞くことにしまして、部落から市役所にかよう道路、或は部落から部落に通ずる道路、こう云うものは戦前市町村道として、大方認されておつたところ思つておりますが、現在の新城の地域において、どれどれを市道として認定すべ



きてあるが、これから現地を見て又査定をしなければならぬやないかと、どう思うのであります。

5 番～そうすると、該局、現地に行つて道路の状況を見なければ、市道に認定すべき、道路であるかないかは、現段階では、はつきり云えないと云うことでもありますね。

市 長～はい。

5 番～これは、先き程も話しがりましたが、陳情書は当局にも来ておりますか、提出されておりますか。

市 長～何んでありますか。

5 番～この陳情案件は当局にも提出されておりますか。

市 長～今さがしているんですが、私が未だこれを見るのは、この議会に提出された文書を見て、話し話は、4、5頁それぐらいになりますかね、又吉さんより何ぐらいになりますかね、議会の前ですね、未だ土曜日に話しを聞いただけであります。書類はこれが始めてでありますか。

5 番～更にそれじゃ、今日にでも、明日にでも、この同様な陳情案件が当局に提出された場合には、本会議時に又まに合せて最早く当局では現地に調査のための派遣をさせますか。

議 長～冒休開放します。(午後3時45分)

議 長～再開します。(午後3時55分)

市 長～いわゆる提案して調査が出来るかと云う。

5 番～いや現在の段階では、当局にも同様な陳情案件が来ているかどうかは現段階では未だはつきりしないと云う訳ですね、そこで今日の夕方あたり、或は又明日の正夜あたりに、当局にどの様な陳情案件が属しているかは、はつきりした場合には、それに基づいて現地調査に早速くかかりますか、かかりたい考えがありますか、先きの質問の段階では、いわゆる市道の認定は、それなりの、いわゆる検閲して部長立場合に認定されて、と云つた話しであります。そのためには、いわゆる現地に行つて調査する必要があると思つて居ますね。

市 長～いわゆる議会で議決して。

5 番～いや、そうじゃないです。

きであるか、これから現地を見て又査定をしなければならんじやないかと、こう思うのであります。

5 番～そうすると、結局、現場に行つて道路の状況を見なければ、市道に認定すべき、道路であるかないかは、現段階では、はつきり云えないと云うことでもありますね。

市 長～はい。

5 番～これは、先き程も話しがありました。陳情書は当局にも来ておりますか、提出されておりますか。

市 長～何んでありますか。

5 番～この陳情案件は当局にも提出されておりますか。

市 長～今さがしているんですが、私が未だこれを見るのは、この議会に提出された文書を見て、但し話しは、4、5頁それぐらいになりますかね、又吉さん10頁ぐらいになりますかね、議会の前ですね、去つた土曜日に話しを聞いただけであります。書類はこれが始めてでありますか。

5 番～更にそれじや、今日にでも、明日にでも、この同様な陳情案件が当局に提出された場合には、本会議中に又まに合せて最早く当局では現場に調査のための派遣をさせますか。

議 長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議 長～再開致します。(午後3時55分)

市 長～いわゆる提案して調整が出来るかと云う。

5 番～いや現在の段階では、当局にも同様な陳情案件が来ているかどうかは現段階では未だはつきりしないと云う訳ですね、そこで今日の夕方あたり、或は又明日の正後あたりに、当局にどの様な陳情案件が届いているかは、はつきりした場合には、それに基づいて現場調査に早速かかりますか、かかりたい考えがありますか、先きの質問の説明では、いわゆる市道の認定は、それなりの、いわゆる検討して必要な場合に認定されて、と云つた話しであります。そのためには、いわゆる現場に行つて調査する必要が出て来る訳ですね。

市 長～いわゆる議会で議決して。

5 番～いや、そうじやないです。



市長～議決前に行つて調査するかと云う。

5番～はい、ですから今現段階で当期にその様な案件が、陳情案件が来ているか、来ないか分からぬですね、現在は、例えば、今日の5時頃届いていることがつきりおかつている場合ですね、これに基づいて最と早く調査やりまするかと云うことなんです。

市長～おつしやる様に、

5番～若しやられてですね、或は一員、或は二員間位いかかつて、市道に確かにこの場所を認定する必要があるとお考えになつた場合には、本会議にそのための手続を取られる用意がありますか、

市長～はい、認定する様に、

議長～冒休閉会します。(午後3時56分)

議長～再開致します。(午後3時57分)

議長～陳情第5号は質疑の段階において継続審議と致します。

議長～陳情第6号、市体協への助成方についてを上程致します。本案は質疑の段階で継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～冒休閉会します。(午後3時58分)

議長～再開致します。(午後3時59分)

議長～市体協への助成方については、質疑の段階で継続審議と致します。

議長～次は陳情第7号、遊技会への助成方についてを上程致します。本案については、質疑の段階で継続審議になつておりましたので、質疑を求めます。

議長～冒休閉会します。(午後4時00分)

議長～再開致します。(午後4時01分)

議長～陳情第7号については、質疑の段階で継続審議と致します。

議長～冒休閉会します。(午後4時02分)

議長～再開致します。(午後4時03分)

市 長～議決前に行つて調査するかと云う。

5 番～はい。ですから今現段階で当局にもその様な案件が、陳情案件が来ているか、来ないか勘からない訳ですね。現在は、例えば、今日の5時頃届いていることがはつきりわかっている場合ですね、これに基づいて最と早く調査やりますかと云うことなんです。

市 長～おつしやる様に、

5 番～若しやられてですね、或は一頁、或は二頁間位いかかつて、市道に確かにこの場所は認定する必要があるとお考えになつた場合には、本会議にそのための手続を取られる用意がありますか。

市 長～はい。認定する様に。

議 長～暫休憩致します。(午後3時56分)

議 長～再開致します。(午後3時57分)

議 長～陳情第5号は質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～陳情第6号、市体協への助成方についてを上程致します。本案は質疑の段階で継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後3時58分)

議 長～再開致します。(午後3時59分)

議 長～市体協への助成方については、質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～次は陳情第7号、遺族会への助成方についてを上程致します。本案については、質疑の段階で継続審議になつておりましたので、質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後4時00分)

議 長～再開致します。(午後4時01分)

議 長～陳情第7号については、質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～暫休憩致します。(午後4時02分)

議 長～再開致します。(午後4時03分)



議 長～只今の時であります。時間延長することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め時間延長することに決定致します。

議 長～議案第24号、宜野湾市定例会条例の一部を改正する条例についてを上程致します。本案については、質疑の段階において継続審議になっておりますので質疑を求めます。

議 長～質問も大体つきたようではありますが、質疑を打切る事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～進行の音がおりますが、討論を打切る事に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議 長～では、議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を賛決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて議案第24号、宜野湾市定例会条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決決定致します。

議 長～暫休致します。(午後4時07分)

議 長～再開致します。(午後4時26分)

議 長～休憩中にお歸り致しました通り、議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例並びに議案第21号宜野湾市職員定数会

議長～只今4時であります。時間延長することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め時間延長をすることに決定致します。

議長～議案第24号、宜野湾市定例会条例の一部を改正する条例についてを上提致します。本案については、質疑の段階において継続審議になっておりますので質疑を求めます。

議長～質問も大体つきたようであります。質疑を打切る事に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～進行の声がありますが、討論を打切る事に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議長～では、議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を案決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて議案第24号、宜野湾市定例会条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時07分)

議長～再開致します。(午後4時26分)

議長～休憩中にお語り致しました通り、議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例並びに議案第21号宜野湾市職員定数条



例の一部を改正する条例については、総務委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。尚審査の方法は先に申し上げた通り、24日までに本会館に報告してもらう様に願います。

議 長～次は議案第5号、市道の道路工事(増設を含む)早期施行関係については、経工委員会に付託することに致したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、左様決定致します。尚審査の方法は先に申し上げた通り、24日までに本会館に報告してもらう様に願います。

議 長～次は議案第6号の市休館への助成方について、更に議案第7号の遊藝会への助成方については、財政委員会に付託することに致します。方法は先き申し上げました通りであります。

議 長～冒休致致します。(午後4時30分)

議 長～再開致します。(午後4時31分)

議 長～本日の冒程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会務を終ることに致します。  
尚明日は午前10時より再開することに致します。

議 長～散会 (午後4時32分)

例の一部を改正する条例については、総務委員会に付託することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。尚審査の方法は先に申し上げた通り、24日までに本会議に報告してもらう様に願います。

議長～次は陳情第5号、市道の道路工事(側を含む)早期施行陳情については、経工委員会に付託することに致したいと思いますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。尚審査の方法は先に申し上げた通り、24日までに本会議に報告してもらう様に願います。

議長～次は陳情第6号の市体協への助成方について、更に陳情第7号の遺族会への助成方については、財政委員会に附託することに致します。方法は先き申し上げました通りであります。

議長～暫休憩致します。(午後4時30分)

議長～再開致します。(午後4時31分)

議長～本日の冒程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。  
尚明日は午前10時より再開することに致します。

議長～散会 (午後4時32分)